

**日向市水道事業及び農業用水事業 富島幹線用水路揚水施設堆砂対策検討業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1.目的

本業務は、水道用水及び農業用水の安定供給を図るために、富島幹線用水路揚水施設において、堆積土砂撤去作業の補助施設、及び土砂流入対策施設等を検討し、適切な土砂堆砂対策方法を選定することを目的とする。

2.業務内容

- (1) 業務名：日向市水道事業及び農業用水事業 富島幹線用水路揚水施設堆砂対策検討業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 履行場所：日向市東郷町中野原（日向市富島幹線用水路揚水施設）
- (3) 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月5日まで
- (4) 仕様：別添「日向市水道事業及び農業用水事業 富島幹線用水路揚水施設堆砂対策検討業務委託業務仕様書」のとおり
- (5) 事業費：17,622千円以下（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3.提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続開始決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公示日から契約締結日までのいずれかの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和57年日向市告示第34号）第10条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成29年日向市告示第61号）第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第10条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第8条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があるものでないこと。

- (8) 令和6年度日向市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、「建設コンサルタント」の業種に登載されている者であること。
- (9) ISO9001（品質マネジメント）、及びISO55001（アセットマネジメント）の認証を取得していること。
- (10) 平成27年度以降に国又は地方公共団体等の発注した、水道事業もしくは農業用水事業に係る取水量50,000m³/日以上の取水施設における取水機能改善検討業務を元請事業者として履行した実績を有すること。
- (11) 管理技術者、照査技術者、及び主たる担当技術者の配置については以下のいずれかの資格、及び平成27年度以降に国及び地方公共団体等の発注した、水道事業もしくは農業用水事業に係る取水施設における取水機能改善検討業務の実績を有し、参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。ただし、業務実施体制（様式第3号）に記載する各配置予定技術者の兼務はできない。
ア 技術士（建設部門一河川、砂防及び海岸・海洋）
又は技術士（上下水道部門一上水道及び工業用水道）
又は技術士（農業部門一農業農村工学）
イ RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）
又は RCCM（上水道及び工業用水道）
又は RCCM（農業土木）
- (12) 当業務の特性上、河川への影響を踏まえた検討や、河川管理者との協議の必要があることから、技術士（建設部門一河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有し、参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、管理技術者、照査技術者、担当技術者のいずれかに配置すること。

4.審査会及び選考方法

- (1) 審査会
受託事業者は、当市職員により組織された「日向市水道事業及び農業用水事業 富島幹線用水路揚水施設堆砂対策検討業務委託プロポーザル審査会」（以下、審査会という。）が選考する。
- (2) 資格審査及び第1次審査
前項により組織された審査会が、参加表明者からの提出書類等を用いて後述の評価基準に従って参加資格審査及び第1次審査を行い、上位から数者程度選定する。
- (3) 最優秀提案者の特定
審査会が、後述の審査基準に従って業務提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査を行い、最優秀提案者を特定する。

5.評価基準

別紙1「公募型プロポーザル審査基準」及び別紙2「公募型プロポーザル審査内容」のとおり。

6.スケジュール（予定）

令和8年1月23日（金）募集開始

参加表明及び第1次審査に係る質疑受付開始

令和8年1月29日（木）参加表明及び第1次審査に係る質疑受付終了

令和8年2月 2日（月）参加表明及び第1次審査に係る質疑回答

令和8年2月 6日（金）参加表明締切り

令和8年2月 9日（月）プロポーザル参加資格確認及び第1次審査結果通知提案書提出依頼

令和8年2月24日（火）提案書提出締切り

令和8年2月26日（木）プロポーザル審査（ヒアリング）

令和8年2月27日（金）第2次審査結果通知

7.参加表明手続

(1) 提出期限 令和8年2月6日（金）午後5時必着

(2) 提出場所 日向市上下水道局水道課浄水係（権現原浄水場）

〒883-0033 宮崎県日向市大字塩見 14166 番地

TEL 0982-54-5500（直通）／FAX 0982-54-5562

(3) 提出方法持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 提出書類

①公募型プロポーザル参加表明書（別記様式第2号）

②会社要覧（様式第1号）

③業務実績調書（様式第2号）

④業務実施体制（様式第3号）

⑤配置予定者調書（様式第4-1号、2号、3号）

⑥各種証明書

a 建設コンサルタントの登録が確認できる資料の写し（登録書等の写し）

b 平成27年度以降に国又は地方公共団体等の発注した、水道事業もしくは農業用水事業に係る取水量50,000m³/日以上の取水施設における取水機能改善検討業務を元請事業者として履行した実績等が分かる資料の写し（TECRIS、契約書、設計書等の写し）

c 配置予定技術者の資格証等の写し

d 配置予定技術者との間に3ヵ月以上の雇用関係を証明できる書類（被保険者証等の写し）

e ISO9001（品質マネジメント）、及びISO55001（アセットマネジメント）の認証を証明できる書類（証明書等の写し）

(5)留意事項

①様式については、原則、参加表明書等提出時点において記載すること。

②7-(4)-⑥各種証明書bの書面が添付されていない場合、又はbに該当する実績を有することが判断できない場合、当該実績を有しているとは認めない。

8.参加表明及び第1次審査に係る質疑応答

- (1) 提出様式 質疑書（様式第5号）
- (2) 受付期間 令和8年1月23日（金）午前8時30分から 1月29日（木）午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メールに限る
- (4) 提出先 日向市上下水道局水道課
E-mail suido@hyugacity.jp
- (5) 回答方法 令和8年2月2日（月）までに日向市のホームページ上に回答を掲載する。

9.資格審査及び第1次審査

審査会において、参加表明書を提出したもの（以下、参加表明者という。）について参加表明書に添付された書類により参加資格審査及び第1次審査を行う。

審査結果については、参加表明書を提出したすべての者に対して「プロポーザル参加資格確認及び第1次審査結果通知書」により令和8年2月9日（月）に通知する。また、選定された者に対しては、併せて「提案書提出依頼通知書」を送付する。

10.提案書提出手続

資格確認及び第1次審査を経て「提案書提出依頼通知書」を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出すること。また、第2次審査に係る質問方法等については別途通知する。

- (1) 提出期限 令和8年2月24日（火）午後5時必着
 - (2) 提出場所 日向市上下水道局水道課浄水係（権現原浄水場）
〒883-0033 宮崎県日向市大字塩見 14166 番地
TEL 0982-54-5500（直通）／FAX 0982-54-5562
 - (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
 - (4) 提出書類
 - ①業務提案書等提出書様式第8号を鑑とし、提出すること。
 - ②業務提案書（任意様式）
 - ③工程計画表（様式第9号、若しくは任意様式も可）
 - ④概算見積書 ア概算見積書（様式第10号）
イ概算見積内訳書（任意様式）
- ※提出部数各6部（原本1部②～④写し5部）

(5) 業務提案書等の様式等

- ①10-(4)-②業務提案書については、日本工業規格A4判縦置き横書き左綴りで作成し、表紙・目次を除き合計5ページ以内で記載すること。ただし、業務提案書の文章を補完するためのイメージ図等を作成する場合は、A3判横置を利用しても構わないものとし、その場合、A4判縦置2ページとして換算する。また、10-(4)-③業務工程計画表についても、A3判横置を利用しても構わないものとする。
- ②文字サイズは10.5ポイント以上、言語は日本語、数字はアラビア数字を使用し、袋とじ、またはファイル綴じにすること。
- ③業務提案書の内容については、「業務仕様書」や別紙2-2「公募型プロポーザル審査内容」を参照の上、業務実施方針、業務実施フロー・業務実施工程、堆砂対策等に関する内容についても記載すること。又、提案者が受注することによる本市へのメリット又は独自の取組み、追加提案等があれば記載すること。
- ④概算見積書については、仕様書に記載された業務及び追加提案した業務の遂行に必要となるすべての作業項目及び経費を見積るものとし、概算見積内訳書にその内訳が分かるように記載すること。

- ⑤応募者の会社名を伏せて選定を行うため、全ての用紙に「提案書提出依頼通知書」に記載の記号（A社、B社…）を記載し、(4)②～④業務提案書等の写しについては、会社名を特定できないよう処理したうえで、指定部数提出すること。
- ⑥原本と写しの内容は、字体・色等を含めて同一とすること。

11.プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書を受理した後、提出書類に不備が無いことが確認できた者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 日 時 令和8年2月26日（木）（詳細は別途通知する）

(2) 場 所 日向市役所本庁2階 会議室202

(3) 所要時間

①提案者1者につき35分以内とし、その内訳は次の通りとする。

②準備（機器設置等） 5分程度

③業務提案説明 20分程度

④質疑応答 10分程度

(4) 留意事項

①参加人数については、本業務を担当する予定の管理技術者を含み、1者当たり5名以内とする。

②プレゼンテーションに必要な機器等は持参すること。ただし、会場にホワイトボード、スクリーン及び電源を市が用意する。

③説明は業務提案書等に記載した内容に限る。

④提案書等の提出は1者につき1案とする。

⑤業務提案書の下部にページ番号を振ること。

⑥自然災害などによりヒアリングへの参加が難しい場合で、その理由について審査会がやむを得ないと認め、また、本プロポーザル手続きに支障のない範囲でプレゼンテーションが実施可能な場合に限り、再度審査会が指示した日時及び方式においてヒアリングを実施するものとする。

12.最優秀提案者の決定

審査会が、業務提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査を行い、最優秀提案者を特定する。審査結果については、すべての者に対して「結果通知書」により令和8年2月27日（金）までに通知する。

(1) 評価合計点が、最も高い者を最優秀提案者とする。

(2) 業務コストの妥当性に関し、提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。

(3) 提案者が1者の場合であっても審査を行う。

(4) 審査評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、最優秀提案者の選定を行わない。

(5) 最優秀提案者が辞退又は失格となった場合は、次に評価合計点の高い者（以下「次順位者」という。）を最優秀提案者とする。（ただし、次順位者の評価合計点の基準は、12.(4)に準じるものとする。）

- (6) 最優秀提案者のみ事業者名及び得点を公表する。
- (7) 審査結果等についての不服及び異議の申し立ては一切認めないものとする。

13.無効となる参加表明書又は業務提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

14.失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) ヒアリング時に本業務を担当する予定の管理技術者が欠席した場合
- (3) 事業費上限額を超える提案をした場合
- (4) その他審査会が不適格と認めた場合

15.留意事項

- (1) 書類提出後の差し替え、訂正、追加等は認めない。ただし、審査会が必要と認めたものについてはこの限りではない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。
- (4) 提出書類は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- (5) 提出書類は、日本工業規格 A4 判縦置き横書き左綴りで作成し、袋とじ、またはファイル綴じにすること。また、文字サイズは 10.5 ポイント以上を使用して作成すること。
- (6) 提出書類は、両面複写は可とするが单一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面複写は行わないこと。
- (7) 原本と写しの内容は、字体・色等を含めて同一とすること。

16.契約手続

- (1) 最優秀提案者と契約手続きの協議（提案書の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次順位者と契約交渉を行う。
- (2) 契約手続き及び契約書は、日向市財務規則の定めるところによる。なお、仕様に含まれない事項がある場合は双方で協議し決定する。

17.その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成21年日向市告示第128号）の定めるところによる。
- (2) 自然災害などの状況により、日時やWEB方式等、内容を変更する場合がある。その際は、ホームページ等で通知する。

18.問い合わせ先

〒883-0033 宮崎県日向市大字塩見 14166 番地
日向市上下水道局水道課総務係浄水係（権現原浄水場）
TEL 0982-54-5500（直通）／FAX 0982-54-5562
E-mail suido@hyugacity.jp

公募型プロポーザル審査基準

日向市水道事業及び農業用水事業 富島幹線用水路揚水施設堆砂対策検討業務委託の受託者選定審査基準（以下「選定審査基準」という。）は、最優秀提案者（委託事業者決定のための優先交渉権者）を選定するにあたり、客観的に審査するための基準として示すものである。

1. 審査基準

評価項目及び項目ごとの配点は、別紙 2 「公募型プロポーザル審査内容」に示すとおり。

2. 審査の方法

(1) 審査における得点化方法

評価項目（評価の着眼点）ごとに定量化評価を行い、評価できる場合はその項目に定める得点を付与する。

① プロポーザルヒアリング参加要請者の選定基準について（第1次審査）

各項目（評価の着眼点）について、次に示す3段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	評価の判断	得点化方法
A	当該条件に該当あり	配点×1.0
B	類似条件に該当あり	配点×0.6
C	当該条件及び類似条件に該当なし	配点×0.2

※参加資格を有しない場合は、審査対象外とする。

② プロポーザルの特定基準について（第2次審査）

各項目（評価の着眼点）について、次に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。第1次審査及び第2次審査の各項目について付与された得点の合計得点を、本プロポーザルの特定基準とする。

評価	評価の判断	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.0
A'	優れている	配点×0.8
B	普通	配点×0.6
B'	やや不十分	配点×0.4
C	不十分	配点×0.0

公募型プロポーザル審査内容

【第1次審査】

評価項目	評価の着眼点				判断基準	評価の重み	評価		
							A	B	C
参加及び明確性の経験	資格・実績等	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種業務の実績の件数	下記の順位で評価する。 平成27年度以降に国又は地方公共団体等の発注した業務の内、水道事業、もしくは農業用水事業に係る取水量50,000m ³ /日以上の取水施設における取水機能改善検討業務（堆砂対策検討を含む）の実績を A 3件以上有する。 B 1件以上有する。 C 上記に該当しない。	60	取水量50,000m ³ /日以上の取水施設における取水機能改善検討業務（堆砂対策検討を含む）の実績を 3件以上有する。	取水量50,000m ³ /日以上の取水施設における取水機能改善検討業務（堆砂対策検討を含む）の実績を 1件以上有する。	A及びBに該当しない ※資格要件に求める業務の履行実績は有する
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 A 技術士（建設部門一河川、砂防及び海岸・海洋） 又は技術士（上下水道部門一上水道及び工業用水道） 又は技術士（農業部門一農業農村工学） B シビルコンサルティングマネージャー（河川、砂防及び海岸・海洋） 又はシビルコンサルティングマネージャー（上水道及び工業用水道） 又はシビルコンサルティングマネージャー（農業土木） C —	25	技術士の資格を有する	シビルコンサルティングマネージャーの資格を有する	— ※参加資格を有しない
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（※照査技術者として從事した業務は除く）	下記の順位で評価する。 平成27年度以降に国又は地方公共団体等の発注した業務の内、水道事業、もしくは農業用水事業に係る A 取水量50,000m ³ /日以上の取水施設における取水機能改善検討業務（堆砂対策検討を含む）の実績を有する。 B 取水量50,000m ³ /日以上の取水施設における取水機能改善検討業務の実績を有する。 C 上記に該当しない。	35	取水量50,000m ³ /日以上の取水施設における取水機能改善検討業務（堆砂対策検討を含む）の実績を有する。	取水量50,000m ³ /日以上の取水施設における取水機能改善検討業務の実績を有する。	A及びBに該当しない ※資格要件に求める業務の履行実績は有する
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容（※管理技術者と同部門の場合は評価しない）	下記の順位で評価する。 A 技術士（建設部門一河川、砂防及び海岸・海洋） 又は技術士（上下水道部門一上水道及び工業用水道） 又は技術士（農業部門一農業農村工学） B シビルコンサルティングマネージャー（河川、砂防及び海岸・海洋） 又はシビルコンサルティングマネージャー（上水道及び工業用水道） 又はシビルコンサルティングマネージャー（農業土木） C —	15	技術士の資格を有する (※管理技術者と同部門の場合は評価しない)	シビルコンサルティングマネージャーの資格を有する (※管理技術者と同部門の場合は評価しない)	— ※参加資格を有しない
業務実施体制	資格・実績等	主たる担当技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容（※管理又は照査技術者と同部門の場合は評価しない）	下記の順位で評価する。 A 技術士（建設部門一河川、砂防及び海岸・海洋） 又は技術士（上下水道部門一上水道及び工業用水道） 又は技術士（農業部門一農業農村工学） B シビルコンサルティングマネージャー（河川、砂防及び海岸・海洋） 又はシビルコンサルティングマネージャー（上水道及び工業用水道） 又はシビルコンサルティングマネージャー（農業土木） C —	15	技術士の資格を有する (※管理又は照査技術者と同部門の場合は評価しない)	シビルコンサルティングマネージャーの資格を有する (※管理又は照査技術者と同部門の場合は評価しない)	— ※参加資格を有しない
			専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（※照査技術者として從事した業務は除く）	下記の順位で評価する。 平成27年度以降に国又は地方公共団体等の発注した業務の内、水道事業、もしくは農業用水事業に係る A 取水量50,000m ³ /日以上の取水施設における取水機能改善検討業務（堆砂対策検討を含む）の実績を有する。 B 取水量50,000m ³ /日以上の取水施設における取水機能改善検討業務の実績を有する。 C 上記に該当しない。	25	取水量50,000m ³ /日以上の取水施設における取水機能改善検討業務（堆砂対策検討を含む）の実績を有する。	取水量50,000m ³ /日以上の取水施設における取水機能改善検討業務の実績を有する。	A及びBに該当しない ※資格要件に求める業務の履行実績は有する
					200				

第1次審査 合計得点

【備考】

係数	A	B	C
	1.0	0.6	0.2

公募型プロポーザル審査内容

【第2次審査】

評価項目	評価の着眼点	判断基準	評価の重み	評価					
				A	A'	B	B'		C
業務体制	業務理解度	業務全体の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	30	目的、条件、内容の理解度が高い どちらかというとAに近い	左右に該当しない どちらかというとCに近い	どちらかというとCに近い	目的、条件、内容の理解度が低い △	目的、条件、内容の理解度が低い	△
	実施フロー・工程計画	業務実施手順を示す実施フローや業務量の把握状況を示す工程計画が、業務目的達成のために具体性、妥当性が高いものになっている場合に優位に評価する。	30	具体性、妥当性が高い どちらかというとAに近い	左右に該当しない どちらかというとCに近い	どちらかというとCに近い	△	△	△ 具体性、妥当性が低い
取水機能改善	業務履行	業務仕様書4~7に示す各事項について、正しく業務内容を理解し、円滑な業務実施が可能な優れた提案内容となっている場合に優位に評価する。	80	各事項の業務内容を正しく理解し、円滑な業務実施が可能な優れた提案内容となっている どちらかというとAに近い	左右に該当しない どちらかというとCに近い	どちらかというとCに近い	△	△ 各項目の業務内容の理解度が低く、提案内容も非現実的な提案である	△
	高度な知識・地域理解・その他提案	業務に関する高度な知識が認められ、かつ本市の実情を把握した上で、当該業務の検討において有益な代替案、重要事項の指摘などの優れた提案がある場合に優位に評価する。	30	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘が複数認められ、特に優れている どちらかというとAに近い	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘が認められる どちらかというとCに近い	どちらかというとCに近い	△	△ どの事業にも当てはまる一般的な内容にとどまる	△
特定テーマ	下記テーマに対し、具体性、的確性、実現性があり、優れた提案内容となっている場合に優位に評価する。 「本対策施設を設計していく上で配慮すべき事項について」	下記テーマに対し、具体性、的確性、実現性があり、優れた提案内容となっている場合に優位に評価する。 「本施設内への土砂流入量を軽減する整備方法において想定される技術的な課題と対応策について」	50	テーマに対し、具体性、的確性、実現性のある提案となつており、特に優れている どちらかというとAに近い	左右に該当しない どちらかというとCに近い	どちらかというとCに近い	△	△ テーマおよび業務内容に整合しない	△
			50	テーマに対し、具体性、的確性、実現性のある提案となつており、特に優れている どちらかというとAに近い	左右に該当しない どちらかというとCに近い	どちらかというとCに近い	△	△ テーマおよび業務内容に整合しない	△
プレゼンテーション	企画提案・意欲	提案資料の表現力や取組意欲が高い場合に優位に評価する。	30	資料がわかりやすく工夫され、また説明能力や質問への対応が非常に優れており業務への取り組み意欲が積極的 どちらかというとAに近い	提案資料、説明能力や質問対応について一般的で、また取組意欲が概ね感じられる どちらかというとCに近い	どちらかというとCに近い	△	△ 提案資料、説明能力や質問対応について満足できない。又は取組意欲を感じられない	△
小計			300						
第1次審査 合計得点			200						
合計			500						

※参考見積

業務コストの妥当性に関し、提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。

【備考】

係数	A	A'	B	B'		C
	1.0	0.8	0.6	0.4		0